

記者発表(資料配付)				
月/日 (曜日)	担当課(室) (班名)	電話 (内線)	発表者 (担当係長名)	その他の 発表・配布先
7/29 (金)	県土整備部 県土企画局 技術企画課 (技術管理班) 企業庁水道課 (施設整備班)	078-362-9267 (4336) 078-362-3686 (5441)	技術企画課長 服部 洋平 〔技術管理班 主幹〕 〔山内 有紀〕 水道課長 丸岡 剛 〔副課長兼施設整備班長〕 〔松本 茂喜〕	—

浄水発生土を県発注工事の植生基材として有効活用します

持続可能な資源循環型社会の実現のため、県営浄水場から発生する浄水発生土を下記のとおり県発注工事の植生基材として有効活用することにします。

これにより、最終処分投棄料が年間約 200 万円軽減されます。

記

1 概要

県土整備部及び企業庁が発注する土木請負工事のうち、植生基材吹付工に用いる植生基材は、県営浄水場から発生する浄水発生土を用いた製品を原則使用する。

2 適用する工事

単価適用日が平成 28 年 8 月 1 日以降の県土整備部及び企業庁発注の土木請負工事

3 適用する製品

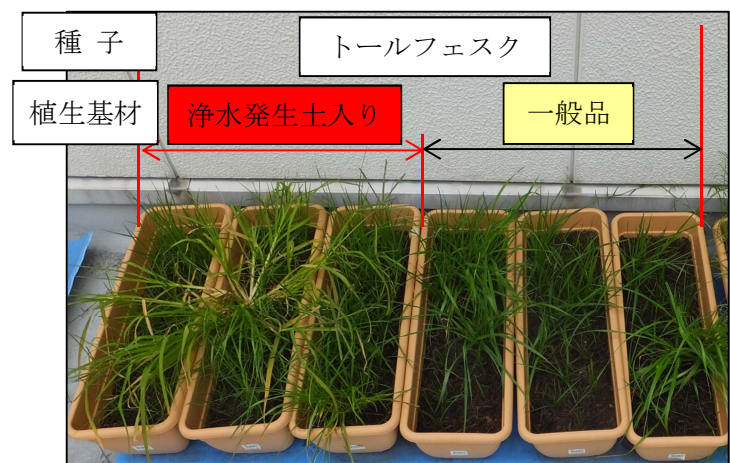
県の認定を受けた浄水発生土緑化材

4 効果

- ① 浄水発生土年間発生量約7,600tのうち約200tを有効活用することにより、最終処分投棄料が年間約200万円軽減される。
- ② 保水性が一般品よりも良いため、発芽率が通常に比べ約12%向上。



浄水発生土



プランター試験(8週経過時)

※ 浄水発生土とは

- ・浄水処理過程において、河川水等の原水に含まれている濁質分を凝集、沈殿、乾燥処理したもので、流域の森林、田畑等から混ざり込んだ物質が主要な成分。
- ・外観は、活性炭の使用により黒色であるが、「土壤汚染対策法」指定基準(34項目)を全て満足している。

<参考>

